

一六世紀のポーランドにおけるテオクラシー的国家観

——スタニスワフ・オジェホフスキの晩年の著作をめぐって——

小山 哲

【要約】 一六世紀のポーランドでは、聖俗両権の關係、王權と議會の權能、諸身分間の關係等をめぐって、複數の國家觀が競合していた。スタニスワフ・オジェホフスキは、當時活躍した政論家の中でも傑出したひとりであり、彼の生み出した特異な國家像は一七世紀に入っても流通し続けた。しかし、研究者の間で、この思想家の評価はなお定まっていない。本稿では、彼の晩年の三著作『執行をめぐる對話』『クインクンクス』『ポーランド王国の國制』を取り上げ、執筆の背景を踏まえながら、そこで展開されている國家論の論理構成を分析した。その結果、彼の晩年の國家觀の特質は、シェラフタの自由や身分的優越を肯定しつつ、それらを全てカトリック教会の權威のもとに従属させるテオクラシー的な國家理解にあることが明らかとなった。こうした國家觀は、一六世紀にはむしろ孤立していたが、一七世紀の社會状況には適合的であったと考えられる。 史料 七七卷三号 一九九四年五月

一 「知られざる著述家」——序にかえて——

ポーランド史における一六世紀は、相對的安定の中での可能性の模索の時代である。それは、ルネサンスと人文主義が開花した時代であり、宗教改革の波及と反宗教改革の巻き返しの時代であり、また、王權と議會との均衡のもとで「シェラフタ民主政」が比較的良好機能した時代でもあった。政治思想の領域でも、こうした状況を背景として優れた思想家が輩出し、ポーランド國家の現状やあるべき姿をめぐって活発な論争を繰り広げた。王權と議會の權能、教会の改革、諸身分間の關係等をめぐって、いわば複數の國家論のパラダイムが競合する状態にあったのである。^①

図B



Polsha Jagiellonów 1386–1572, pod red.
A. Gieysztor, Warszawa 1987, Ilustracja
nr. 91 より複製。

図A



H. Widacka, Jan III Sobieski w grafice
XVII i XVIII wieku, Warszawa 1987,
Ilustracja nr. 92 より複製。

本稿の主人公スタニスワフ・オジニホフスキ Stanisław Orzechowski (一五三一—一五六六) もまた、この模索の時代に国家のあり方について独自のヴィジョンを打ち出そうとしたひとりである。しかも、彼の提起したポーランド国家像は、ルネサンス期を越えて一七世紀の国家観にも影響を及ぼしている点が目玉に値する。^②

ひとつの例を挙げてみよう。図A・Bは、共に近世のポーランド国家を表象している。両図とも画面の中央下奥に聖杯と聖書を載せた祭壇が置かれ、その手前左側には教皇冠を被った人物が、右側には王冠を戴いた軍装の人物が、跪いている。この両者の肩に足を乗せて、画面中央に威厳のある女性が立っている。この女性はポーランド国家の象徴「ポーニア」であり、両脇に「〔ポーニアは〕教皇と国王の肩に支えられ、もし汝らがそのいずれかの側を損なうならば、王国の全体の構造を解体することになる」と記されている。ポーニアの頭上には十字架が立ち、その後方に横

長に帯状の旗がなびいている。そこに記された文字は、図Aでは“Antemurale Christianitatis POLONIA”(キリスト教の防壁、ポーランド)、図Bでは“QVINCVNX POLONIA”(クインクンクス^④、ポーランド)となっている。

この二枚の図版は、ほぼ一三〇年の年月によって隔てられている。図Aは一六九三年にクラクフで刊行されたヤクブ・カジミェシュ・ハウル Jakub Kazimierz Haur の家政書に付されたもので、画面右下に跪く武人は当時のポーランド国王ヤン三世ソビェスキである。ソビェスキはこの版画が世に出るちょうど十年前、ウィーンを包囲したトルコ軍を打ち破り、ヨーロッパ中にその名を馳せた。つまり、図Aは、ウィーンでの輝かしい勝利を記念し、キリスト教的ヨーロッパをアジアの専制的な異教徒の手から護る防壁としてのポーランド国家を称揚したものである。^⑤

他方、図Bは一五六四年に刊行されたスタニスワフ・オジェホフスキの対話篇『クインクンクス、即ちピラミッドを象ったポーランド王冠の原型』*Quinconvx tho iest wzór Korony Polskiej na cymku wystawiony* [以下『クインクンクス』と略記]に付されたものである。画面右下の男性は、ヤギェウカ王朝最後の国王ジグムント・アウグストである。ポーニアの頭上の旗に記された文字は、この図像全体の幾何学的構成(ピラミッド型)を示している。この図版は、対話篇の著者オジェホフスキの特有の国家観を視覚化したものである。^⑥

この二枚の図像は、一六世紀後半にオジェホフスキによって呈示されたポーランド国家のイメージが、一三〇年を経てなお通用力を保っていたことを示している。一七世紀末のクラクフの出版者は、ポーランド国家の栄光を讃えるために、前世紀に作られた図版を流用したのである。^⑦ その際、この出版者は元版に幾つかの修正を加えた。最も興味深いのは、ポーニアの頭上になびく旗に記された字句の変更である。「クインクンクス」から「キリスト教の防壁」^⑧へ——後述するように、この書き換えは、後世の恣意的な改竄ではない。一七世紀の図版の作成者は、元版に隠されていたメッセージを読み取って、それを正面に掲げたのである。

興味深いことに、この特異な国家像を案出した思想家に対する過去の研究者の評価は互いに大きく食い違っている。即

ち、オジエホフスキは聖職者独身制と戦ったカトリック批判の闘士であり、熱狂的に教皇の至上権を擁護する反宗教改革論者であり、^⑪ 東方正教会との和解を説くエキニメニストである。^⑫ また、下位身分に温かいまなざしを注いだ思想家であり、貴族身分の優位を理論的に根拠づけた反動主義者である。^⑬ また、中流シュラフタを代表する「シュラフタの護民官」であり、^⑭ 他方ではマグナートの利害の代弁者である。^⑮ さらに一方ではポーランド・ルネサンスを代表する人文主義者であり、^⑯ 他方では中世的政治理論に回帰した復古主義者であり、またバロック的国家観を先取りした思想家でもある。^⑰ 一九六〇年代にある研究者はオジエホフスキを「知られざる著述家」と評したが、^⑱ 思想史上の位置づけに関する限り現在でも状況は基本的に変わっていないといえよう。

こうした評価の混乱をもたらししている要因は、おそらく二つある。ひとつは、オジエホフスキ自身の矛盾に満ちた生きざまである。^⑲ この思想家は、その生涯の折節に状況に合わせて立場を変えており、^⑳ そのため、どの時点でなされた発言を取り上げるかによって、彼の思想的位置づけが大きく変わってしまうのである。例えば、教皇権に関する彼の見解は、壮年期から晩年にかけて激しい攻撃から積極的擁護へと変化している。また、初期の著作にみられるシュラフタ身分の下位身分に対する専横を批判する視点は、^㉑ 後期の著作には認められない。

評価の食い違いをもたらしまひとつの要因は、オジエホフスキのテキストの多義性である。この人文主義者は、既に同時代人の間で、華麗なレトリックを操る名文家として知られていた。^㉒ その隠喩に富んだ巧みな文章は多くの読者を引き付けたが、同時に彼の著作の受容をテキスト全体の文脈を離れた恣意的なものにする一因ともなっている。^㉓

以上のような研究状況を踏まえて、本稿では、オジエホフスキの国家思想の論理構造を明らかにするために次のように課題を設定したい。まず、思想家自身のスタンスの変化を考慮して、考察の対象となる時期を、彼のカトリック擁護の姿勢が固まった一五六〇年代に限定する。この時期の著作は、時事的な問題に触発されて成立した場合でも、体系的な国家論の構築を目指す意志に貫かれており、彼の構想の理論的骨格を抽出するのに適していると思われるからである。検討の

中心となるテキストは、ポーランド語で書かれた晩年の「三部作」——『ポーランド王冠の執行をめぐる対話あるいは談話』*Dyalog albo rozmowa ohoło egzekucyjnej Polskiej Korony*（以下「執行をめぐる対話」と略記）、「クインククス」、そして絶筆となった未完の『アリストテレスの『政治学』に倣って書かれ、公共善のために三巻本で世に出されたポーランド王国の国制』*Politycja Królestwa Polskiego na kształt Arystotelesowych Polityk wypisana i na świat dla dobra pospolitego trzema kntami wydana*（以下『ポーランド王国の国制』と略記）——である。一五六〇年以前の著作については、行論に必要な限りにおいて参照することとする。^⑤

各テキストは、外的コンテキスト（執筆の動機、成立の背景）と内的コンテキスト（テキスト内の個々の論点の有機的連関）の双方を考慮しながら分析される。以下の考察においては「三部作」を順次取り上げ、執筆の政治的・宗教的背景をふまえながら、この思想家が聖俗両権の関係、シェラフタの特権、諸身分間の関係をそれぞれどのように把握しているか、また、それらの論点を国家論全体の中でどのように位置づけているかを検討し、この「知られざる著述家」の晩年の国家観に筆者なりの評価を与えたいと思う。

- ① Cf. T. Wyrwa, *La pensée politique polonaise à l'époque de l'humanisme et de la Renaissance*, Paris 1978.
- ② これは同時期に活躍したフンジエイ・フリチャ＝モラジエフスキの場合とは対照的である。拙稿「フンジエイ・フリチャ＝モラジエフスキ像の変遷——ポーランド・ルネサンス政治思想史研究の側面——」『西洋史学』一四〇（一九八六年）三九一—四一頁。
- ③ 「クインククス」は「穀子の五の目」或は「五個の頂点を持つ立体」（四角錐）を意味する。その象徴的含意については後述。
- ④ *Słód albo skarbiec znakomitych Sekretów Oeconomicy Ziemiańskiey...*, Kraków 1693.
- ⑤ H. Władacka, *Jan III Sobieski w gronie XVII i XVIII wieku*, Warszawa 1987, s. 114-115 の記述及び図版 nr. 92 を参照。
- ⑥ 同時期の他の図版との関連については B. Miodońska, "Władca i państwo w krakowskim drzeworycie książkowym XVI w.", w: *Renesans. Sztuka i ideologia*, Warszawa 1976, s. 95-96; J. A. Chrościcki, *Sztuka i polityka. Funkcje propagandowe sztuki w epoce Wazów 1587-1668*, Warszawa 1983, s. 30-31; T. Jakimowicz, *Temat historyczny w sztuce epoki ostatnich Jagiellonów*, Warszawa-Poznań 1985, s. 73-74.
- ⑦ J. Tazbir, *Polskie przedmury chrześcijańskiej Europy: mury i rzeczywistość historyczna*, Warszawa 1987, s. 84-85（以下「前壁」略記）。

⑧ この概念の歴史については *Ibid.*: 井内敏夫「ポーランド「防壁」論の歴史的考察」、『社研研究シリーズ』早稲田大学、一五（一九八三年）、一—二九頁を参照。

⑨ B. Kosmanowa, *Wróg celibatu Stanisław Orzechowski*, Warszawa 1971 (『対い 異端 celibatu Stanisław Orzechowski』).

⑩ J. Domański, Z. Ogonowski, L. Szczucki, *Zarys dziejów filozofii w Polsce: wieki XIII–XVIII*, Warszawa 1989, s. 295–304.

⑪ B. Kosmanowa, “Stanisław Orzechowski (1513–1566) jako polemista religijny”, *Ekumen-Przegląd Religioznawczy*, 98(1975), s. 21–33.

⑫ J. Lichentzyl, *Poglądy filozoficzno-prawne Stanisława Orzechowskiego*, Warszawa 1930, s. 63–64, 109–110, 134–135.

⑬ H. Olsewski, *Historia doktryn politycznych i prawnych*, Wyd. IV, Warszawa-Poznań 1978, s. 122.

⑭ Z. Kaczmarezyk i B. Leśnodorski, *Historia państwa i prawa Polski*, Tom II: *od połowy XV wieku do r. 1795*, Wyd. IV, Warszawa 1971, s. 106.

⑮ E. Bem, “Stanisław Orzechowski—ideolog szlachecki?”, w: *Kultura-polityka-dyplomacja. Studia ofiarowane profesorowi Janowi Marciuszewskiemu w sześćdziesiątą rocznicę jego urodzin*, Warszawa 1990, s. 68–69.

⑯ T. Sinko, *Erudycja klasyczna Orzechowskiego*, Kraków 1938.

⑰ Z. Spieralski, “rec. do: S. Orzechowski, *Wybór pism*”, *Odrodzenie i Reformacja w Polsce*, 19 (1974), s. 217.

⑱ S. Grzybowski, “Stanisław Orzechowski and the Beginnings of Political Sciences of Baroque”, *Organon*, 12 / 13 (1976 / 77), pp. 87–113.

⑲ J. Nowak-Drużewski, “Stanisław Orzechowski—pisarz nieznan”, w: *Literatura-komparatystyka-folklór. Księga poświęcona Julianowi Krzyżanowskiemu*, Warszawa 1968, s. 101–112. 邦語 m ロマンス政治思想史の概説書の中にもハヤネンキに論及しているもののように、P. Mesnard, *L'essor de la philosophie politique au XVI^e siècle*, 3 ed., Paris 1977, pp. 407–414, 426–427 を著者の誤りではない例である。我が國での個別研究は少ない。

⑳ ハヤネンキの邦訳研究は恐らくないであろう。生涯全体を見通した著者のように、⑨の著者や著者の他、J. M. Ossoliński, *Władomości historyczno-krytyczne do dziejów literatury polskiej*, t. 3: *Stanisław Orzechowski*, cz. I–II, Kraków 1822 及び L. Kubala, *Stanisław Orzechowski i wpływ jego na rozwój i upadek reformacji w Polsce*, Lwów 1870 (著者を参照し得たのは一九〇六年の第1版) である。前者は貴重な史料を含むが、邦訳記が中々。近年の研究や著者の主題の論議は J. Starnawski, “Wstęp” do: S. Orzechowski, *Wybór pism*, oprac. J. Starnawski, Wrocław-Warszawa-Kraków-Gdańsk, 1972 (『対い WP』を参照), s. III–LXVI (『対い Starnawski の序文』) 等を参照し得た。Wstęp』及び “Orzechowski, Stanisław h. Okaza(1513–1566)”, *Polski Słownik Biograficzny*, T. XXXIV / 2, z. 101 (1979), s. 287–292 (『対い OS』を参照) への敬意である。

㉑ 「異端を攻撃するところ」(le démagogue doué et vide) といふ語頭からなる語である。Cl. Backvis, “Les thèmes majeurs de la pensée politique polonaise au XVI^e siècle”, *Annaire de l'Institut de Philologie et d'Histoire Orientales et Slaves* (Bruxelles), 14 (1957), p. 345.

㉒ “Książki Stanisława Orzechowskiego o ruszeniu ziemi pols-

kiej przeciw Turkowi... (1543)", w: *Proza polska wczesnego renesansu 1510-1550*, oprac. J. Krzyżanowski, Wyd. II, Warszawa 1954, s. 410.

②③ 自らも流麗なポーランド語散文の書き手であったウカシヤ・グルニシキは、自身の「鉛の筆」と「オシヤホフスキの黄金の筆」を対比している。K. Górnicki, *Dworzanie polski*, w: Id., *Pisma*, oprac. R. Pollak, T. I, Warszawa 1961, s. 50.

②④ オシヤホフスキの受容史について B. Kosmanowa, "Popularność Stanisława Orzechowskiego w Rzeczypospolitej szlacheckiej", *Odrodzenie i Reformacja w Polsce*, 22 (1977), s. 75-91; Id., "Recepcja twórczości Stanisława Orzechowskiego od połowy XVIII do połowy XIX wieku", *Pamiętnik Biblioteki Kórnickiej*, 13 (1977), s. 69-82; J. Starnawski, "Zarys dziejów sławy i naukowego poznania Orzechowskiego", w: Id., J. Starnawski,

二 「執行は祭壇から始めよ」^①

——『執行をめぐる対話』——

最初に、「三部作」が書かれる一五六〇年代に至るまでのオシヤホフスキの足跡をたどっておこう。

スタニスワフ・オシヤホフスキは一五一三年、ポーランド王国領南部辺境に位置するルテナアの都市プシニミシル近郊の中流シェラフタの家に生まれた。父は国王ヤン・オルブラフトの廷臣でカトリック、母はギリシア正教会の聖職者の娘であった。^② 異教徒や東方教会の信徒と日常的に接する辺境地域で生まれ育ったことは、彼の宗教観や国家観に深い影を落としていた。^③ 子供が多かったため、父親はスタニスワフをカトリック教会の聖職者の道に進ませた。一二歳で彼はプシニミシル司教座聖堂参事会に席を列ねた。^④

Odrodzenie. Czasy ludzkie-hist. i filoz., Łódź 1991, s. 160-192. 参照。

②⑤ 『執行をめぐる対話』・『オシヤホフスキの黄金の筆』に引用されている J. Krzyżanowski, *Polskie dialogi polityczne (Rozmowa o królestwie i o państwie)*, 1563-1564, wyd. J. Krzyżanowski, Kraków 1919 (以下 *PPD* と略記), s. 1-139 及び s. 141-288 (所収) と J. Starnawski 編 (以下 *PP*, s. 304-457 及び s. 458-619 所収) の二種類のテキストを参照した。本稿での引用は原則的に *PP* にしたがって「ポーランド王国の國制」の引用は S. Orzechowski, *Polityka Królestwa Polskiego na kształt Aristotelesowych Polityk wyrysowana i na świat dla dobra pospolitego trzema kolumnami wydana*, oprac. J. Starnawski, Przemysł 1984 (以下 *PKP* と略記) にしたがって「書簡等」 *Orichoviana. Opera inedita et epistulae Stanisłai Orzechowski 1543-1566*, edidit I. Korzeniewski, Cracoviae 1891 (以下 *OIE* と略記) に収録されている。文中の略称に続く数字は引用・参照頁数を示す。

一五二八年から二年間クラクフ大学に在学した後、スタニスワフはヴィーン、ヴィッテンベルク、ライプツィヒ、ニュルンベルクを経てイタリアに至り、パドヴァ、ボローニャ、ローマ等で学んだ。イタリア滞在は一時帰国をはさんで足掛け十年に及び、この間に彼は古典古代の著作やイタリアの歴史書に親しみ、ヨーロッパ諸国の実状に触れ、修辭学の知識を身につけた。^⑤ 帰国後、彼は、反トルコ論（一五四三年）を皮切りに旺盛な著述活動を展開する。とりわけ注目を集めたのは聖職者独身制に対する批判であり、彼はペンによる攻撃だけでなく、自らその主張を実行に移した。一五五一年、オジエホフスキは司祭位にありながら結婚し、司教ヤン・ジャドゥスキ Jan Dziadoszki より破門のうえ財産没収、追放の宣告を受けた。この結婚は、宗教改革の影響下で教会裁判権への批判を強めていたシュラフタの支持を集め、実刑の執行は阻止された。^⑥ その後も教会当局との確執は続くが、一五六〇年前後に両者の妥協が成立し、スタニスワフは「妻や子供たちとともにローマ教皇に忠誠を保ち」つつ [OIE 60]、カトリック教会を擁護する活動に乗り出す。

この「転向」の背景として念頭に置くべきは、ポーランドにおける反宗教改革の開始と、議会における「法の執行」運動の展開という二つの要因である。

一五四〇年代からシュラフタ層に浸透し始めたポーランドの宗教改革は、五〇年代から六〇年代にかけて最盛期を迎えた。カルヴァン派、ルター派、ボヘミア兄弟団はいずれも有力なシュラフタの支持者を擁しており、彼らは議会で教会裁判権の廃止、十分の一税の支払い停止、聖職者の国防負担等を主張して、カトリック教会批判の先鋒を担った。^⑦ 四〇年代後半から五〇年代にかけてのオジエホフスキの聖職者独身制批判が多く共鳴者を見いだしたのは、このような「シュラフタの宗教改革」の追い風を受けていたためである。

しかしながらこの「妻帯した司祭」^⑧ は、一度は公然と教皇の無謬性の批判までしながら、カトリック教会との絆を最終的に断ち切ろうとはしなかった。一五五九年に一つの転機が訪れた。この年、オジエホフスキに破門宣告を下した司教ジャドゥスキ、彼を異端者リストに載せた教皇パウロ四世は相次いで世を去り、教皇特使として新たにベラルド・ボンジョ

ヴァンニ Berardo Bongiovanni がポーランドに赴任した。^⑨ オジニホフスキはワルシャワの地方公会議で新教皇特使を讃える演説を行なった。^⑩ 折しもトレント公会議で態勢の立て直しを図りつつあったカトリック教会は、ポーランドでも巻き返しの足がかりを探り始めていた。教皇特使は、オジニホフスキのイデオログとしての利用価値を見逃さなかった。一五六一年、ボンジョヴァンニはローマにオジニホフスキの赦免を要請し、教皇より公会議での最終的決定を見るまで破門を猶予するとの回答を得た。この妥協的取り引きによって、カトリック陣営は、「黄金の筆」を持つ貴重な人材を自陣営に繋ぎ留めることに成功した。^⑪

宗教改革に対する反攻に転じつつあったとはいえ、一五六〇年前後のポーランドのカトリック教会の状況は、なお流動的であった。高位聖職者内部では、プロテスタントを断固として排斥しようとする強硬派と、対話の可能性を残そうとする和解派とが対立していた。^⑫ その中でオジニホフスキは、一五六〇年七月六日付の「ミコワイ・スタトニツキへの書簡」において早くも異端排斥の姿勢を明確にする。このマウオポルスカのルター派指導者への「公開状」において、彼は「誠実なカトリック」(szczerzy papista) を自称し、宗教改革による祖国滅亡の危機を語り、改革派内の教義論争を批判して、信仰に関する裁定権は教皇に存することを説いている[OLE 502-510]。ここには、のちに「三部作」で展開される議論の萌芽が既に認められる。その後、オジニホフスキは、プロテスタント容認勢力を激しく攻撃する一連の著作を執筆する。標的とされたのはイタリア出身の反三位一体派フランチェスコ・スタンカロと、改革派に接近しつつ新旧両宗派の和解を説くアンジェイ・フリチニ・モドジェフスキであった。前者に対しては『キマイラ、即ちポーランド王国における邪惡な異端スタンカロについて』(*Chimaera sine de Slancari funesta regno Poloniae secula* (1562)) が書かれ、^⑬ 後者とはクヤヴィ司教ウハンスキ邸における六日間の論争の後、批判の書『フリチ、即ち教皇庁の卓越について』(*Fricius sine de maiestate Sedis Apostolicae* (1562)) が公刊された。^⑭ 「三部作」は、以上のような一連のカトリック護教的活動の延長線上に成立する。一方、「三部作」が書かれた一五六〇年代前半は、議会で「法の執行」(*egzekucja praw*) 運動と呼ばれる改革運動が高

揚した時代でもあった。この運動は、過去に制定されながら遵守されていない法律の執行を求めるもので、中心となったのは代議院の中流シェラフタであった。^⑮「執行」派の要求は多岐にわたるが、主要なものは次の三点に整理することができる。第一は「領地の執行」(gevelencia cobor)である。これは、議会の承認なしに王領地を授与ないし貸与することを禁じた一五〇四年の所謂「アレクサンデル憲法」^⑯以降に、不法に授与ないし貸与された王領地の返還を求めるものである。王領地の多くは大貴族の手に渡っており、従って「領地の執行」の実現はマグナート勢力を弱め、王権の財政基盤を強化するはずであった。^⑰第二は、既に述べた教会裁判権や聖職者の国防負担免除等のカトリック教会の諸特権に対する批判である。「執行」派の指導的メンバーの多くはプロテスタントであった。^⑱第三は、国内の法的統一、及びリトアニアとの制度的統合の推進である。この動きは、やがて一五六九年の「ルブリン合同」につながる。^⑲

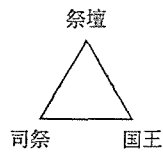
「執行」派の運動は、六〇年代初頭までは、国王と元老院の抵抗に阻まれて十分な成果を挙げることはできなかった。しかしながら、一五六二年一月三〇日から翌六三年三月二五日にかけて開かれたピョートルクフ議会において、国王ジグムント・アウグストは従来の姿勢を改め、「執行」派支持にまわった。これにより形勢は逆転し、教会裁判権は停止され、「領地の執行」実現への道が開かれた。^⑳オジエホフスキが「法の執行」運動に批判的な立場から「三部作」の最初の作品『執行をめぐる対話』を著したのは、この「執行議会」の会期中のことである。^㉑

この対話篇は、七つの「対話」から構成されている。舞台は、議会の開会直前の一五六二年一月一日、ジュラヴィツの〈主人〉(Gospodar)の家を〈カトリック〉(Papienik)と〈プロテスタント〉(Evangelik)が訪れ、来る議会における「執行」の是非をめぐる三人で議論する、という設定になっている(以下、へ内は対話篇の登場人物を示す)。登場人物のうち、〈主人〉はオジエホフスキ本人であり、〈カトリック〉と共に反「執行」の立場に立つ。この二人が古今の文献を操って巧みに議論をリードするのに対し、〈プロテスタント〉^㉒は素朴な人物で、最初は「執行」派を支持しているが、やがて博学な相手側に屈服する。このように、対話篇の人物設定は、執筆者の政治的立場に完全に従属している。

「第一の対話」において〈カトリック〉は、議会で主導権を握る「執行」派をプロテスタント勢力と等置し、「あなたがた「プロテスタント」が誇らしげに言いたて、胸脯らせて馳せ参じるあの議会は、そこから善いものを何ももたらさないだろう。なぜならば、そこには明らかなる破門、つまり神の呪いの言葉が降るからである」[WP 311]と語る。異端への報復として神がポーランド国家を滅ぼすという発想は、既に「スタトニツキへの書簡」にみられたものである。

次いで、「国王が与えたもの〔王領地〕を取り戻すこと」を「執行」と呼ぶ〈プロテスタント〉に対し、〈カトリック〉は「執行とは、ポーランド王国を王国の法と特権に従って秩序だてることである」と定義し直す[WP 312]。法の遵守による国家秩序の確立という「執行」観は、「法の執行」運動の本来の趣旨にむしろ沿ったものである。しかし〈プロテスタント〉が「領地の執行」を念頭において「執行」概念を具体的に捉えているのに対し、〈カトリック〉がことさらに「執行」の一般的・抽象的定義に固執するのは、以下に見るように、王領地の返還という現実的な要求を退けるための著者の戦略である。

〈カトリック〉の抽象的な「執行」論は、「第二の対話」において、次のような「真の執行」(Egzekucya prawdziwa)の概念を介して、特異な幾何学的国家論へと導かれる。「よき大工には家がまっすぐ建っているか、傾いているかを大工に示す定規がある。同様に、国王の宣誓は、国王に対して、彼の王国がまっすぐ建っているか、それともどちらかに傾いているかを示す。それゆえ、執行は国王の宣誓を国王が十分に遂行することに他ならない」[WP 335]。ここで言及される「国王の宣誓」とは、戴冠式に際して国王が行う誓約のことであり、その中には「ポーランド王国を支えている三つの主要なもの、即ち、祭壇(ołtarz)、司祭(kapłan)、国王(król)」が含まれている[WP 339]。この三者は、祭壇を頂点とする三角形の「ポーランドの形態」(Polonia forma)を形作る。「見給え。ポーランドはこのような三角形をしている。〔中略〕もし祭壇がこの三角形の頂点を握らず、数学者たちが底辺と呼ぶその底部を司祭が右の手で、国王が左の手で握らなければ、即ちポーランドが次図のようにならなければ、ポーランドは倒れてしまうのだ」[WP 333]。



この三角形は、晩年のオジエホフスキの国家像の原型とでもいうべきものである。この国家モデルにおいては、世俗的権力（＝国王）が宗教的権威（＝祭壇）に従属すべきことが明確に示されている。「祭壇のないところには司祭はなく、司祭のないところには国王もない」[WP 319]。司祭は言葉によって祭壇に仕えるのに対し、国王は剣によって祭壇に仕える[WP 386]。シェラフタもまた「ポーランド国王が聖なる十字架の敵たちと戦う際に共に戦うポーランド国王の騎士」にはかならない。戦うべき相手は「異端者、背教者、異教徒」(przeciw kacerstwu, odszczepieństwu i pogaństwu) である[WP 392-393]。俗権の存在理由は、こうしてもっぱら「祭壇」に象徴されるカトリック信仰を守護することに求められる。このように世俗の諸勢力に対して教会が上位に立ち、主権を保持するとみなすような国家観を、我々は以下、M・パコーの定義^②をふまえて「テオクラシー的国家観」と呼ぶことにしよう。

さて、オジエホフスキによればテオクラシー的国家たるポーランド王国における国王の富とは、王領地から上がる収益ではなく、キリスト教の敵と戦うために総動員される「騎士身分の人々」である[WP 398-399]。彼らは、自らの奉仕に対して国王から財や特権を授与されることによってはじめて奮起し、生命を賭けて闘う覚悟ができる[WP 399-400]。従って、王国の富を増やすためには、国王はこれらの功績ある人々に対して気前よく振舞い、「常に開かれた腕を持っていることが望ましい」。逆に「国王が腕を閉ざすことは、王国の富を損なうことにほかならない」[WP 433]。この点で、王領地の自由な授与を禁じた「アレクサンデル憲法は、正当な法でも、誠実な法でも、有益な法でもなく、従って法典から削除するのみならず、王国外に放逐するべきである」[WP 438]。かくして、カトリック護教的国家論に基づいて「領地の執行」の根拠である「アレクサンデル憲法」自体が否定される。

とはいえ、オジエホフスキも現行の軍事体制が十分であるとは考えていない。シェラフタの総動員は「最後の手段」(ostateczna nadzieja) である[WP 453]、日常的な防衛のためには王国領を六地域に分割し、各地域が毎年交替で辺境防備

を担当するべきである [WP 456]。²⁾ その維持費は、直接軍務に携わる国王と地主(「シニラフタ」(ziemiannin))を除く三身分、即ち聖職者(duchowny)・商人(handlownik)・農民(kmieć)が負担する [WP 455]。このように、『執行をめぐる対話』におけるオジニホフスキは、聖職者の国防負担を含む一定の軍・財政改革の必要性を認めていた。

それでは、以上のような対話篇の内容は、現実の議会の動向とどのように関わっていたであろうか。オジニホフスキの対話篇と、彼の出身地であるルテニアの議員団の主張との間に密接な関連があることは、夙に指摘されてきた。オジニホフスキ家は、ヘルブルト家 Herbutowie やドロホフスキ家 Drohojowscy 等のルテニアの有力氏族と血縁関係にあり、また、スタニスワフ自身しばしば「ルテニア人」(Rutenus, Roxolanus)を自称し、出身地への帰属意識は強かった。³⁾

王国領東南部辺境に位置するルテニア、及びその東隣のポドリャは、絶えずタタールやトルコの脅威にさらされている点で王国領中心部とは状況が異なっていた。これらの地域では、辺境の開拓と国境防衛の見返りとして、中心部と比較して多くの王領地が授与された結果、大所領を基盤とする有力なマグナート層が形成されていた。しかも、王国領中心部では授与の対象が大貴族層に偏っていたのに対し、辺境地域では比較的下層のシュラフタにも王領地授与の恩恵が及んだ。

このため、ルテニアとポドリャの議員団は元老院・代議院共に一貫して「領地の執行」による王領地の返還に抵抗する姿勢を示した。⁴⁾ ルテニア議員団の指導者のひとり、ヴァレンティ・オジニホフスキ Walenty Orzechowski はスタニスワフの従兄弟であり、一五六三年のワルシャワ議会におけるルテニア議員団の活動報告書に記録されているヴァレンティの発言には、スタニスワフの対話篇と類似した言い回しが認められる。⁵⁾

従って、対話篇の執筆に際して、スタニスワフとルテニア議員団との間に何らかの連携があったことは間違いない。しかし、S・タルノフスキのように、議員団の主張がスタニスワフの対話篇と完全に一致しており、前者は後者の影響のもとに行動したと考えるのは行き過ぎであろう。「国王は腕を閉ざすべきではない」という点では両者の見解は一致するが、ルテニア議員団の発言にはテオクラシー的国家論による根拠づけはみられず、彼らがオジニホフスキの提案する国境防備

の構想を受け入れた形跡も認められない。従って、地元議員団からの要請が対話篇執筆の契機となった可能性は否定できないが、内容に関してはオジニホフスキ独自の構想が盛り込まれているのであり、その全てが議員団に採用されたわけではないのである。

オジニホフスキ自身が対話篇の主題をどのように捉えていたかは、一五六四年二月一〇日付枢機卿フランチェスコ・コモンドーネ宛書簡から窺うことができる。「異端に反駁する著作を」いかなる精神で私が書いているかにつきましては、最近ラテン語で刊行されたフランチェスコ・スタンカロに対する『キマイラ』や、ポーランド語で刊行された『執行（をめぐる対話）』と『クインクンクス』のような数多くの私の著作をご覧ください。これらの著作で私は、教皇がポーランド王国の頭であり、真理の源泉であることをポーランド人に教えております」[OIE 601; WFP 640]。つまり、著者自身は、テオクラシー的国家論こそが対話篇の眼目であると認識していたのである。ルテナア貴族の既得権益の擁護も、異教徒と戦う騎士への正当な報酬という護教的観点からなされている点に、注意する必要がある。

『執行をめぐる対話』において二次元的に呈示されたこの国家像は、『クインクンクス』では三次元的に拡張され、「ポーランドの自由」論と結合される。次章では、その議論の展開をたどることにしたい。

① WFP 340, notka marginalna.

② OS, s. 287.

③ S. Grzybowski, "Prorok z Rusi w śladach Odrodzenia—Stanisław Orzechowski", *Pisarze staropolscy. Sylwetki*, T. I, pod red. S. Grzeszczuka, Warszawa 1993, s. 588-589.

④ Starnawski, *Wstęp*, s. III.

⑤ H. Barycz, "Studia włoskie Stanisława Orzechowskiego", w: Id., *Spożyczenia w przeszłość polsko-włoską*, Wrocław-Warszawa-Kraków 1965, s. 171-195.

⑥ この問題については H. Świdenska, "Stanisław Orzechowski:

the Uneasy Years, 1550-1559", *The Polish Review*, 8-3 (1963), pp. 3-45; A. Brückner, *Różnowiercy polscy. Szkice obyczajowe i literackie*, Warszawa 1962, s. 73-83 参考。

⑦ Cf. W. Zakrzewski, *Powstanie i wzrost Reformacji w Polsce 1520-1572*, Lipsk 1870, s. 54-222; A. Jobert, *De Luther à Mohila. La Pologne dans la crise de la Chrétienté 1517-1648*, Paris 1974, pp. 41-153.

⑧ 「自分の妻のおかあじ純潔なる司祭」(sacerdos sua uxor castus) とオジニホフスキ自ら称している (一五五七年八月二三日付ラテン大学宛書簡)。OIE 473.

- ⑧ 一五六〇年前後の「カミエシンスキ」フェーデルムスの「カトリック教の導引」の三冊の図説について Jobert, *op. cit.*, pp. 155-160; S. Kot, "Opposition to the Pope by the Polish Bishops, 1557-1560", *Oxford Slavonic Papers*, 4 (1963), pp. 38-70 参照
- ⑨ H. D. Wojtyśka, *Papismus-Polska 1548-1563. Dyplomacja, Lublin 1977*, s. 144-145.
- ⑩ S. Kot, *Andzej Frycz Modrzewski. Studium z dziejów kultury polskiej w. XVI*, Kraków 1919 [三上 模茨著、三上 模茨訳] s. 198; Kosmanowa, *Wstęp celbawu*, s. 203, 211-214.
- ⑪ Jobert, *op. cit.*, pp. 160-166.
- ⑫ Starnawski, *Wstęp*, s. XLI-XLIV.
- ⑬ 「カトリック教の導引」 Kot, *Modrzewski*, s. 197-229 参照
- ⑭ Cf. A. Sucheni-Grabowska, "Społeczność szlachecka a państwo", w: *Polska w epoce Odrodzenia: państwo-społeczność-kultura*, pod red. A. Wyczańskiego, Wyd. II, Warszawa 1986, s. 27, 43-85.
- ⑮ *Voluntaria legum*, T. I, Petersburg 1859, rep. Warszawa 1980, fol. 238-299. 「カトリック教の導引」 Wł. Patucki, *Drugi i bezdroża skarbowności polskiej XVI i pierwszej połowy XVII wieku*, Wrocław-Warszawa-Kraków-Gdańsk 1974, s. 18-19.
- ⑯ Cf. A. Dembińska, *Polityczna walka o egzekucję dóbr królewskich w latach 1539 / 64*, Warszawa 1935; A. Sucheni-Grabowska, *Monarchia dawni ostatnich Jagiellonów a ruch egzekucyjny*, cz. I: *Genezys egzekucji dóbr*, Wrocław-Warszawa-Kraków-Gdańsk 1974 [三上 模茨著]。
- ⑰ J. Maciszewski, *Schłucha polska i jej państwo*, wyd. II, Warszawa 1986, s. 122-128.
- ⑱ H. E. Dembowski, *The Union of Lublin. Polish Federalism in the Golden Age*, New York 1982, pp. 37-174.
- ⑲ Maciszewski, *op. cit.*, s. 139-140.
- ⑳ 『執行せらるべき教訓』は一五六二年一月中旬に執筆、議会会期中に写本が配布、閉会後の六三年四月から七月の間に出版、翌六四年に再版が刊行された。以上の「カトリック教の導引」について J. Koś, "Przedmowa", do: *PDP*, s. III-XIV; J. Ślaski, "O chronologii polskich dialogów politycznych Stanisława Orzechowskiego", *Przegląd Humanistyczny*, 10-4 (1966) [三上 模茨訳] s. 109-117 参照
- ㉑ 「カトリック人たちが泥棒を人殺しを受け入れた」とヘカトリックについて批判されたことについて [WP 318-319] カルヴァン派と推定される。 *PDP*, s. 292-293 の S. Kot による注釈を参照
- ㉒ 「カトリック・ロー（坂口・鶴見訳）『テオクラシー——中世の教会と権力——』創文社、一九八五年、三頁。
- ㉓ 王国領内の各地域が毎年交代で国防を担当するところ構想は「カミエシンスキの初期の著作『忠実なる臣に、政教王の地位について』（一五四三年）」に既に見られる。 S. Orzechowski, *Fidelis subditus albo o stanie Królestwim*, przekład J. Januszowskiego, w: *Sześć broszur politycznych z XVI i początku XVII stulecia*, wyd. B. Ulanowski, Kraków 1921, s. 18. 「カトリック教の導引」中の「カトリック教の導引」 Patucki, *op. cit.*, s. 31-32 参照
- ㉔ S. Tarnowski, *Pisarze polityczni XVI wieku*, T. I, Kraków 1886, s. 286; Dembińska, *op. cit.*, s. 177-185; J. Ślaski, "Polskie dialogi polityczne Stanisława Orzechowskiego na tle sejmów egzekucyjnych", *Odrodzenie i Reformacja w Polsce*, 12 (1967), s. 49-86 [三上 模茨訳]。

²⁶⁾ 「生まれはルテニア人、国はポーランド人」(Gente Ruthenus natione Polonus)と云う慣用句はオジエホフスキに由来するものである。ルテニア貴族の帰属意識については S. Kot, "Świadomość narodowa w Polsce w. XV-XVII", w: Id., *Poliska Złotego Wieku a Europę. Studia i szkice*, Warszawa 1987, s. 104-107; T. Chyneczewska-Hennel, *Świadomość narodowa szlachty ukraińskiej i łanoczyzny od schyłku XVI do połowy XVII w.*, Warszawa 1985, s. 133-146 を参照。

²⁷⁾ Sucheni-Grabowska, *Monarchia*, s. 105, Tabela 20.

²⁸⁾ Machszewski, *op. cit.*, s. 91-92; Ślaski, *Na tle sejmów*, s. 60-61.

²⁹⁾ 例えば「我々は、授与や贈与を誠実で功績ある人々から奪い、国王陛下の腕を閉ぎするような憲路は認めないことを表明する」或は「国家は、国王陛下の騎士層なしには、榮えあり強力で有益な国たりえぬ」

三 「自由なるポーランド人の誇り」^①

——『クインクンクス』——

一五六二年一月に始まったピョートルクフ議会は、世俗官吏による教会裁判所の判決の執行停止、「アレクサンデル憲法」以降に授与された王領地の再審査(rewizja)等の重要な決定を行い、翌六三年三月に閉会した。^②これらの決議を受けて、同年一月一二日、ワルシャワ議会が開会した。^③元老院やルテニア・ポドリヤ議員団の反対にもかかわらず、再審査は実行に移された。マグナート層は多くの所領を失い、合法的授与地に対しても収入の四分の一を国防負担に充てること^④が義務づけられた。

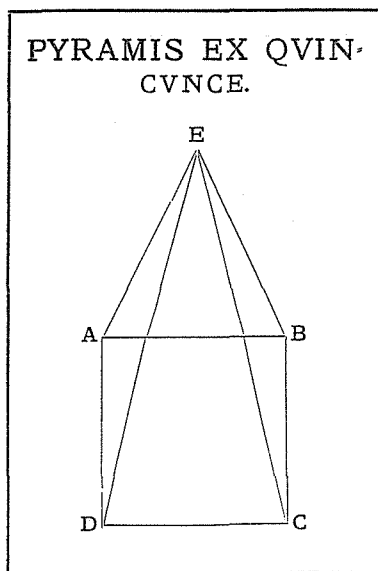
ワルシャワでルテニア議員団の抵抗が続いていた六四年二月、オジエホフスキは新たな対話篇を執筆した。^⑤『クインク

等②発言。I. Kaniewska, "Sprawa posłów ruskich (Uzupetnienie do dziennika sejmów warszawskiego 1563/1564 r.)", *Studia Historyczne*, 28-3 (1985), s. 444, 446.

^③ Tarnowski, *op. cit.*, s. 286.

^④ 三角形の「ポーランドの形態」論の起源は、少なくとも一五六一年三月のフリチエモドジエフスキとの論争の時点まで遡ることが出来る。フリチエモドジエフスキは、論争の五日目にオジエホフスキが「ある対話篇を読み上げた」こと、及びその中で「祭壇、司祭、國王を粗雑なやり方で結び付けている」ことを指摘したうえで、「祭壇を除くか、王國を付け加えるべきである」と批判している。A. Frycz Modrzewski, *Orichowus sine deputis calumniarum Stanisłai Orichowiti Rowolanii* (1562), w: Id., *Opera omnia*, Vol. IV, editit C. Kumaniecki, Warszawa 1958, pp. 309, 316.

図C



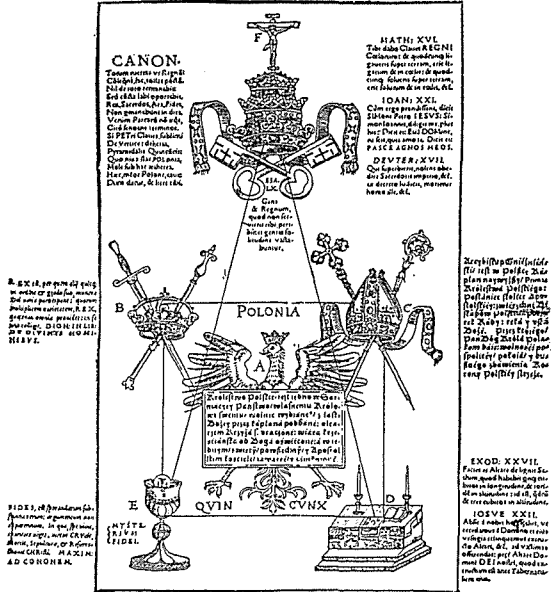
PDP 190-191 所収の図版より複製。

ンクス』と題されたこの作品は、形式・内容共に『執行をめぐる対話』の続編にあたる。舞台は、一五六四年の謝肉祭の終わり頃、プシニシルの（カトリック）の家に、ワルシャワ議会から帰る途中の「プロテスタント」と甥の結婚式に出かける途中の「オジニホフスキ」（今回は実名で登場が立ち寄り、議論するという設定である。全体は二部に分かれ、前半部でワルシャワ議会の状況が語られ、後半部では聖俗両権の関係、シュラフタの特権、リトアニア合同問題等が広範に論じられる。

「プロテスタント」は、先のジュラヴィツニでの対話の結果「あの不信仰を悪魔にくれてやった」[WP 524]ので、今回は最初から「執行」に批判的である。彼は、議会の経過にうんざりして途中で引き揚げてきたと言い、[WP 467]、ワルシャワでは『執行をめぐる対話』が大いに読まれ、宴会で話題にならないことはないほどだ、と報告する。「もっとも、人々はそれを読んで腹を立てているのですが」[WP 481]。そこで、三人は改めて先の対話篇の論点を確認し[WP 485]、人々を説得するために「オジニホフスキ」を中心に議論をさらに展開させようと試みる[WP 486 ff.]。

ポーランド国家の形態は、『執行をめぐる対話』では祭壇・司祭・国王から成る三角形で示されていたが、『クインクス』ではさらに「信仰」と「教会」が加わって、子の五の目の形（Quincunx）に発展する[WP 509]。さらに、中央の点（教会）が上方にせり上がることによって、五の目は四角錐（Pyramis）に変身する。「ポーランド王国は、国王、司祭、祭壇、信仰の上に四つの角の上に立つように神の御業によって定立され、唯一の神聖なる普遍的なる使徒の教会の中に含まれる」[WP 509]（図C）。このように『ク

図D
TYPVS POLONIAE REGNI.



Uixerunt Hierosolima Possessio.

P. Chmielowski, *Historia literatury polskiej od czasów najdawniejszych do końca wieku XIX*, T. I, Lwów-Warszawa b. r., s. 204-205 所収の図版より複製。

インクンクス』におけるポーランド国家はカトリック教会を頂点とするピラミッド構造で示される。その中で世俗権力(国王)は「普通教会」を下部で支える四要素のひとつにすぎない。

この「ポーランド王国の型」(Typus Poloniae Regni)(図D)は、四方から押し寄せる異端・異教徒に対して守りを固める「不落の塔」の姿を表している[ibid.]。この発想は、一種の選民思想につながる。「神は異教徒たちの間から、異教の暗闇の中から我々を選ばれ、御自身の教会の妙なる光明へと我々をお導きになった」[WP 539]。「ポーランド王国

は選ばれた民」[WP 541]であり、「聖なる国々の中の聖なる国」(Sancta Sanctorum)である[WP 536-537]。

ポーランドが他の諸国に優越するという主張自体は、ここで初めて打ち出されたものではない。オジエホフスキは、「転向」前の一五五三年にヤクブ・プシウススキの編纂した法令集への序文として書いた「ポーランドのシェラフタへの演説」[以下「演説」と略記]において、既に一種のポーランド優越論を説いていた。但しこの時点では優越の根拠は「自由」であった。「ポーランド人は、多くの点で他の諸国民に及ばないが、自由に関しては全ての諸国民にはるかに優っている」[WP 98 notka marginalna]。ポーランド人が享受している「自由」は実に大きいので「他の諸国民の自由は、これと比べればあ

あなたがたにとって耐え難い隷属に見える」程である[Oratio 453; WP 99]。ここで言う「自由」とは、国王選挙権・代議院での身分代表権に支えられたシュラフタの諸特権を指す。ポーランド国王は「あなたがた(シュラフタ)の深い信念に発すること以外のことを決して行ったり、企てたり、語ったりしないように、あなたがたの自由で正当な選挙に縛られている」[Oratio 455; WP 104]。また、シュラフタ身分(ordo equester)は「元老院議員も国王もあなたがたの意志なしには何も決められないように」王権や元老院と対等の資格で国政に参加する[Oratio 455; WP 104]。

このシュラフタの「自由」は、周辺の諸民族に対して武力以上の威力を持つ。「この自由の甘美さに驚いて、多くの地域があなたがたに加わったのであり、武力よりもむしろあなたがたの自由の偉大さによってあなたがたの支配に服したのである」[Oratio 453; WP 99]。従って「自由」は、異なる法律・慣習・信仰を持つ国内の諸地域を結び付ける絆である。「これらの多くの民族の慣習も法も神さえも同一ではないが(Et cum non mos, non Ius, non Deus etiam tot gentibus idem esset)、あなたがたの誇らしき自由ゆえに彼らは皆、王国においてひとつの法を受け入れたのである」[Oratio 453; WP 100]。これは、エスニシティや宗教の違いを越えて多様な民族を包摂する貴族共和制国家(Rzeczpospolita)の結合原理を、簡潔に表現した文章であるといえよう。このように「転向」以前のオジエホフスキは、ポーランドの優越の根拠を、シュラフタの特権とそれを保障する選挙王政・身分制議会等の諸制度によって説明していたのであり、その限りで議論は非宗教的な観点からなされていた。

一〇年後の『クインククス』においても「オジエホフスキ」はシュラフタの自由と平等を高らかに謳い上げている。「自由によって誇り高く、自由によって世に聞こえたポーランド人を見給え。ポーランド人は有名な衣装を、即ち自らの国王と対等な自由を身につけている。加えてポーランド人はすばらしい黄金の指輪、即ちシュラフタの位を身につけており、それによってポーランドでは最も高き者が最も低き者と対等なのである。ポーランド人は牛、即ち公共の法を、自らの主人たる国王と共有している。それはポーランドでは、牛が仕える如く、ポーランド人にも彼の国王にも平等に仕える

のである。かくしてポーランド人は自らの王国において常に陽気で、自由に歌い、踊り、いかなる不自由な義務も負わず、自らの主人である国王に対しては、召喚状の称号と、一ワン当り二グロシの税と、戦時の総動員以外に何ひとつとして負うものはない」[WP 556-557]。

この印象的な一節は、王権を牽制し、シュラフタの特権的地位を全面的に肯定した文章として読み得るし、実際、そのような文章としてしばしば引用されてきた。オジニホフスキの「シュラフタの護民官」としてのイメージのひとつの起源がここにある。しかし、我々はこの自由論がいかなる文脈の中に置かれているのかを考えてみなければならぬ。先の一節は「では今度はそれら『王国 (królestwo) と公国 (księstwo)』を互いに比べてみ給え」[WP 556] という呼びかけを受けたものであり、「どの公国を見ても最初に挙げたあの衣装も、あの黄金の指輪も、肥えた牛も、あの陽気な歌も見あたらなく」[WP 557] とどう一文に続く。つまりシュラフタの自由は、ここでは「公国」における自由の欠如との対比の中で強調されているのである。

不自由な「公国」の典型として引合いに出されるのは、ポーランド王国と同君連合で結ばれていたリトアニア大公国である。「あなた『リトアニア人』にとって主人は生まれながらの主人だが、私『ポーランド人』にとってはそうではない。あなたの持っている主人は、持たねばならない主人だが、私、ポーランド人が持っている主人は私が持とうと望んだ主人である。あなたは自国の公の上級権 (zwierzchność) に対する権を何も持っていないが、私は自国の国王に対する権を持っている。それは、司祭身分の上級権のもつてなされた国王の宣誓である」[WP 563-564]。このようにオジニホフスキはリトアニア大公国の体制を世襲君主による専制支配とみなし、自由なポーランド王国とのコントラストをレトリカルに強調する。「あなた、リトアニア人は生まれつきの軛に繋がれて牛のように歩み、口輪で繋がれた駄馬のように生まれつきの主人を自らの背に負っている。一方、私、ポーランド人は繋がれることのない驚のように、自らの国王のもとで、生まれながらの自由の中で翔び回る」[WP 564]。王国の公国に対する優位は、ポーランド人のリトアニア人に対する優越に短絡的に結

び付けられる(「リトアニア人はポーランド人に何ひとつとして及ばない」[Wp 562-563])。リトアニア人が自由になりたければ、かつてルテニア人がそうしたように、ポーランドと「合同」(unia)する以外の道はない[Wp 552-553, 563]。^⑩

以上のような「自由なる王国」と「専制的な公国」との対照は、自由を護る「楯」として「司祭身分の上級権のもとでの国王の宣誓」が挙げられていることからわかるように、テオクラシー的国家論のもとでの王権の性格規定と密接に結びついている。王国が自由で、公国が不自由なのは、国王が「地位に就けられる」のに対して、公は「生まれながらに地位に就いている」からである(Rex fit, dux nascitur) [Wp 572]。^⑪ それでは、国王は誰によって「地位に就けられる」のか。〈オジニホフスキ〉は「ポーランド王国は、神の恩寵により、自由に選ばれた自らの国王の手に、司祭によって委ねられた〔中略〕一国家である」と述べている[Wp 510]。従って、国王は自由な選挙と聖職者による戴冠の儀式を経て権力を獲得するのであるが、問題は選挙と戴冠の関係である。

前述の一五五三年「演説」では、選ばれた国王に「剣」(gradus)〔「権力」を与えるのはシュラフタであった[Oratio 455]〕。従って、この「演説」の時点では、選挙が国王の地位を保障するとみなされていたのである。しかし、『クインククス』における議論は、ニュアンスを異にしている。〈プロテスタント〉が国王に権力を与えるのは「ポーランドの騎士層」(hiercerstwo polskie)である^⑫とみなすのに対して、〈オジニホフスキ〉は次のように反論する。「ポーランドの騎士層は王国に国王を選出する(obiera)が、彼に王の権力も王の名も与えない(mu władzei królewskiej ani imienia królewskiego nie daje)。なぜならば、国王はこれら全てを戴冠式において大司教から受け取るからである」[Wp 576]。従って、国王選挙は、人選の手續きに過ぎない。国王の権力はシュラフタではなく、カトリック教会によって授けられる。臣下の抵抗権もまた、同様の論理によって説明される。「王国における臣民は、最高位の司祭の教勅によって不正な国王への従属から解放され、最初の悪しき国王の代わりに、自分たちにとって良い別の国王を選んだのだ」[Wp 577]。^⑬

このように『クインククス』においては、「転向」前の一五五三年「演説」とは異なり、ポーランド国家の対外的優

越はカトリック護教の使命によって根拠づけられ、王権もシェラフタの参政権も聖界の權威のもとに従属させられている。なるほど身分的特権としての「シェラフタの自由」は巧みな筆をもって称揚されているが、しかしそれはもはやエスニシティや宗教の相違を超越する原理ではなく、ローマ教会の權威に基づいて神聖化されたポーランド民族の一属性に変容している。このような論理の行き着くところは「自由」の適用範囲のカトリック貴族への限定であり、宗教的自由の否定であらう。多民族・多宗教が共存するポーランド＝リトアニア国家の現実を念頭に置かなければ、これは重大な意味を持つ変更である。

ここまで、我々はオジエホフスキが二つの対話篇の中で聖俗両権の關係、及び貴族の「自由」の問題をどのように把握しているかを考察してきた。以上の議論は性格上、支配身分内部の諸關係に限定されている。それでは、下位身分を含む諸身分間の關係は、テオクラシー的国家論の体系の中でどのように位置づけられるのであろうか。この問題はオジエホフスキの遺作『ポーランド王国の国制』において広範に論じられている。次章ではこの著作を検討してみよう。

- ① Wp 556, notka marginalna.
- ② Dembińska, *op. cit.*, s. 59-105; Zakrzewski, *op. cit.*, s. 155-175.
- ③ Dembińska, *op. cit.*, s. 106-143.
- ④ *Ibid.*, s. 144-176; Maciszewski, *op. cit.*, s. 142-144.
- ⑤ 執筆・出版の時期については Ślaski, *Chronologia*, s. 117-124 を参照。
- ⑥ 「オジエホフスキ」の認識では、ポーランドは非カトリック勢力に包囲されている。「東からはアリウスのトルコ人が、南からはネストリウスのスタンカロー派が、西からはルターのカルヴァン派が、北からはセルギウスのタタールが押し寄せる」[Wp 534]。このように、総じてオジエホフスキの各宗派の捉え方は厳密さを欠いている。
- ⑦ S. Orzechowski, "In Leges et Statuta Regni Po. ab Iacobo

Priluso digesta ad equites polonos Stanisłai Orichovii Ruthenioratio", w: *Humanizm i reformacja w Polsce*, oprac. I. Chrzanowski i S. Kot, Lwów 1926, s. 452-459 [以下 *Oratio* 省略] (ポーランド語訳は Wp 98-114)。

- ⑧ 以下の「ポーランド人」(Polak)は「オシラント」(szlachcic)と同義であることに注意する必要がある。Maciszewski, *op. cit.*, s. 132.
- ⑨ 例えば, *Ibid.*
- ⑩ しかし、優越する体制との「合同」とは、実質的な「併合」に他ならない。『クインクンクス』の主張に対し、リトアニア側も対話篇をもって反論した。A. Rotundus (pseud.), *Rozmowa Polaka z Litwinem przeciw sramotnemu i omylnemu Stanisławowi Orzechowskiemu*

prisanin (1564), oprac. J. Korzeniowski, Kraków 1890, 71に於けるオジエホフスキの反批判は“*Apologia pro Quincunce*”, *OIE* 629-638, 論争の経緯については *Dembkowski, op. cit.*, pp. 121-128 を参照。

⑪ オジエホフスキは、従来のポーランド国王とリトアニア大公の地位を恣意的に一般化している。一五六四年までは、リトアニア大公位はヤギェウォ家の世襲であったのに対し、ポーランド王位は制度上は選挙制であった。一五六四年、ワルシャワ議会においてジグムント・アウグストは、ポーランド＝リトアニア合同政策の推進のため、リトアニア大公位の世襲権を放棄する^⑫。O. Halecki, *Dzieje unii jagiellońskiej*, T. II: *W XVI wieku*, Kraków 1920, s. 190.

四 「商人、職人、農民はポーランド王国の従僕である」^⑬

——『ポーランド王国の国制』——

一五六四年一月一日付の枢機卿コメンドーネ宛書簡で、オジエホフスキは次のように述べている。「いま、私は手元に、アリストテレスの『政治学』に倣って書かれた『ポーランド王国の国制』を持っております。この書において私は、我々のグニエズノ大司教の首位性(primatus)を敵たちに対して擁護し、もしポーランドがこの首位性に依拠しなければポーランド王国は国王と共に維持され得ないであろうことを明解に説きました。〔中略〕もしあなたがお命じになられますなら、私に自由な時間をもっとありさえすれば、ポーランド語からラテン語に訳すつもりでございます」[*OIE* 601; *WP* 640]。ここから、『ポーランド王国の国制』の草稿が少なくとも一五六四年末には執筆されていたこと、この著作が二つの対話篇で提起されたカトリック的國家論をアリストテレスの政治学に照らして再構成しようとしたものであること、著者はこの著作をラテン語に訳して広くヨーロッパの読者に問う意図を持っていたこと、等が読み取れる。しかしながら、三部

⑫ この認識は、「プロテスタント」の次のような國家観に対応している。「オジエホフスキ：あなたは何を國家(Rzeczpospolita)と呼ぶのか。／「プロテスタント」：王國評議會〔元老院〕を伴ったポーランドの騎士層です(Rycerstwo polskie z radą koronną)」[*WP* 574]。この「プロテスタント」の返答は、「転向」前のオジエホフスキの見解と一致している。

⑬ オジエホフスキの抵抗権理解については、W. Sobieski, “Król czy tyran—idee rokoszowe a różnowiercy za czasów Zygmunta Augusta”, w: *Id., Trybun ludu szlacheckiego*, Warszawa 1978, s. 196-198 を参照。

構成で計画されたこの著作^②を完成させる時間は彼には残されていなかった。今日伝わる写本は、第二巻の前半部分で中断しており、末尾に彼の没年である一五六六年四月一日の日付が記されている。

この遺著は、対話形式ではなく論文として書かれ、また、全編にわたってアリストテレスの『政治学』が下敷にされている点が、前二著とは異なる。以前の著作においても古典の引用は随所に見られたが、『ポーランド王国の国制』の場合にはその援用はより直接的かつ全面的である。^④以下に検討する身分論は、その一例である。

第一巻冒頭でオジエホフスキは、無益に討議を重ねる議會を批判し、原因は「調和」(zgodna)の欠如にあるとする[PKP 20]。ポーランド国家の現状を「調和」の欠如した状態として捉える視点は、フリチモドジエフスキやヤン・コハノフスキ等、同時期の人文主義者に共通して見られる。しかし、不和の原因が何であるか、言い換えれば国家における「調和」の本質が何であるかという点に関しては、各論者一様ではない。例えば、フリチモドジエフスキはシュラフタ身分の傲慢を不和の原因とみなし、「調和」の回復のためには下位身分も含めた諸身分が国政に対等に参与し、上位身分への社会的上昇が可能となるように国制を改革することが必要であると考えた。^⑤詩人コハノフスキにとっては、不和の原因はカトリック聖職者の道義的退廃であり、プロテスタントが世俗社会に持ち込んだ教義論争であり、シュラフタ身分における騎士精神の消滅であった。^⑥それでは、オジエホフスキの場合はどうであったろうか。

『ポーランド王国の国制』は、国家内の上下の序列関係を次のような六身分論によって説明している。「我々はポーランド王冠(Korona Polska)の成員が次の人々であることを明確に知るであろう。即ち、農夫(Oracz)、職人(rzemieśnik)、商人(kupiec)、騎士(rycerz)、国王(król)、司祭(kapłan)である」[PKP 26]。この六身分のうち、司祭は「一族の父」、国王と騎士は「一族の息子たち」に喩えられ、聖職者が諸身分の筆頭に立つことが強調される[PKP 27-28]。^⑦また、司祭・国王・騎士の三身分は「ポーランド王国の相続者たち」(dziedzicowie Królestwa Polskiego)と呼ばれ、残りの三身分とは区別される。もしこの国が楽園の地に建てられたのであれば「相続者たち」だけで十分であるが、「神によって貧しき現

世に造られたために、自らを維持するのに必要な奉仕を手に入れなければならなかった。即ち、農夫、職人、商人である。そこから我々は次のことを認める。即ち、司祭、国王、騎士がポーランド王国の国制を成し、商人、職人、農夫はこの国制の従僕である」[PKP 28]。かくして、現世における「奉仕」のために造られた下位三身分は、国制の構成員から除外される^⑤。

支配身分と従属身分とは「徳」(*cnota*)の有無によって隔てられている。農夫、職人、商人は、徳の高さを示すシュラフタの紋章を持たない。これは、貴族位は利潤追求とは両立しないからである [PKP 28-29]。しかも徳は血統によって継承されるのであり、従って支配身分の血の純潔性が維持されなければならない。「このことはポーランドにおいてきわめて重要であり、我々のポーランドはいの子をも忌み嫌い、職人や商人の血が混ざったり入り込んだりしない純粋に高貴な血を持つとうと望むのである」[PKP 34]。

以上のように平民を国制の外に追いやり、生得的に一段低い被支配身分とみなす議論は、ポーランド社会におけるシュラフタの支配的地位を正当化するものであり、その意味では「シュラフタ共和制」のイデオロギー的前提を端的に表現したものであるといえる。しかし、この身分論は『ポーランド王国の国制』における国制論のいわば前半部分に過ぎない。

国制論の後半部分を構成するのは、「キリスト教的ポリツィア」論である。オジニホフスキはアリストテレスを踏まえながら、ポーランドの国制は君主制、民主制、寡頭制のいずれでもなく、それらの「ある特異な混合」(*mixtio osobliwie zmieszanie*)であるとする。この混合政体は「ポリツィア」(＝ポリテイア)と呼ばれる [PKP 25]。アリストテレスによれば「ポリツィアとは、名誉ある人々の支配、即ち法によって規制された公の権力」である [PKP 26]。^⑥しかしオジニホフスキの議論は、ここでアリストテレスから離れてキリスト教的国制論へと飛躍する。「キリスト教の王国こそはあらゆるポリツィアの中でも最も優れたポリツィアである。なぜならば、そこでは公権力は、最高位の官吏から最下位に至るまでが、公共の法によって規定され、それに従うからである」[ibid.]。

王国における「最高位の官吏」とは国王のことである。しかし、これは換言すれば国王は最高位の「官吏」ではないということでもある。「国王は王国における最高の官吏だが、彼自身は自らの王の官職の上級権あるいは始源(*zwierzchnością* *abo początkiem urzędu swego królewskiego*) にはありえなく」[PKP 39]。つまり、国王はあくまで法の支配のもとにある官吏のうちの最高位を占めるに過ぎず、ポリツィアの根幹を成す「公共の法」の源泉ではない。王国の権威と秩序の始源は、世俗の官職の位階を超越した次元に存在する。「司祭の力と権力がポーランド王国の最高の上級権なのであり、王国の全ての官位はこの上級権から由来する」[PKP 53]。ポーランドの首座大司教であるグニェズノ大司教は、戴冠式においてポーランド国王に「戦うことと裁くこと」に関する権力を「貸し与える」(*używać*) のであり[*ibid.*]、全ての官吏はこの至高なる権力に服する。しかも、グニェズノ大司教の地位は、さらにその上位にある権威によって支えられている。「グニェズノ大司教は万事ローマのペテロに服しているのであり、ローマのペテロの聖なる教皇庁の足台である。そしてこれがポーランド王国の最終的な上部である」[PKP 75-76]。このように、クインクンクス型国家モデルの頂点は、ポーランド王国の天井を突き抜けてローマに連なっているのである。

それでは、前述の六身分論は、教皇権の至高性に基づく国制論の中でどのような位置を占めるのであろうか。オジェホフスキは「大宇宙『小宇宙』」の観念を媒介とすることで両者を結び付けようとする。即ち、世界は「地、水、風、火、天、神」の六元素から成る一種の「共同体」(*wspólnota*) である。「同様に王国もまた、この自然の正確で忠実な雛型であり、写し絵である。王国において農夫は、自然において地が占める位置を占める。水が占める位置を王国では手工業が占める。商人が占める位置を自然においては風が占める。火が占める位置を王国では兵士が占める。国王が占める位置を自然においては天が占める。神が占める位置を王国では司祭が占める。司祭は、国王を通じて自らの全ての力を兵士や商人や職人や農夫や王国に含まれる全ての者に示す」[PKP 83-84]。このように、王国は世界の秩序を忠実に反映するミクロコスモスとして捉えられ、社会を構成する六身分が神を頂点とする自然界の六元素と結び付けられることで、テオクラ

シ的国家における身分的序列が正当化されるのである。

以上のように『ポーランド王国の国制』は、身分制と官僚機構を神権的国制の中に位置づけ、さらに国家自体の宇宙論的根拠を示すことで、先の二つの対話篇で提起された国家観を理論的に完成させようとしたものであった。テキストが中断しているため、我々は、第一巻冒頭で指摘されている「調和」の欠如を克服するための具体的方策を、著者自身の口から聞くことはできない。しかし、以上の国制論の範囲内でも、オジエホフスキの考える「調和」の本質は明らかであろう。彼にとっては、身分間の上下の序列は神の被造物たる世界の秩序そのものであり、従って社会の位階的秩序はカトリック教会を頂点として固定的に維持されなければならない。これは、諸身分間の対等性や身分間の移動の可能性を前提とするフリッチモドジエフスキの国家観とは対照的な考え方である。また、カトリックを支持しながらも、個々の宗派・教会組織を越えた次元で信仰の問題を捉えていたコハノフスキの姿勢とも異なっている¹⁰。

このようなオジエホフスキの晩年の思想は、同時代の社会的現実の中でいかなる位置を占め、また後世に何を遺したのであろうか。最後にこの点を考えてみよう。

① *PKP* 28, notka marginalna.

② オジエホフスキが三巻から成る著作を計画していたことは、一五六五年四月二八日付トマシュ・ブワザ宛書簡で「三巻に分かれた『ポーランド王国の国制』を印刷のためにワザシュ(クラクフの印刷業者)に送ったことをお知らせします」と述べていることから知られる。本書簡追伸によれば、第一巻ではポーランド王国の本質が、第二巻ではポーランドの国制が減じつつある原因が、第三巻では滅亡からの救済策が論じられることになっていた。*OIE* 604-605. この書簡で言及されている印刷稿は、近年、冒頭部のみが発見された。B. Górska, "Stanisław Orzechowski's 'Polityja Królestwa Polskiego' — fragment nieznanego druku z XVI w.", *Zeszyty kulturalne*, 27 (1976).

s. 5-12.

③ 例えば『執行をめぐる対話』における国家の定義「国家とは法の共有と利益の共同によって結び付いた市民の集合体である」(*Respublica est coetus civium, communione iuris et societate utilitatis coniunctus*) [*WP* 313] は、アリストテレスやキケロの古典的定義を踏襲している。オジエホフスキの著作における古典古代の影響については Sinko, *op. cit.* を参照。

④ 但し、これはオジエホフスキがすべての論点について古代ギリシアの先人に忠実であるということの意味しない。彼のアリストテレスへの言及はしばしば不正確であり、解釈は恣意的である。この問題について *Iuŭd.*, s. 48-90 の綿密な分析を参照。

⑤ 拙稿「アンジニイ・フリチニモドジエフスキの國家改革論」、『史林』六九一四（一九八六年）、一二三—一二七、一四〇頁。

⑥ こうした発想は『調和』*Zgoda* や『サチエロス』或は野人 *Satyr albo dzielnicy* 等の初期の詩篇にみられる。J. Kochanowski, *Dzieła poezyjne*, oprac. J. Krzyżanowski, wyd. IX, Warszawa 1978, s. 47-53, 55-70. フンフスキの政治思想に関して W. Weintraub, "Poetyka w poezji Kochanowskiego", w: Id., *Nowe studia o Janie Kochanowskim*, Kraków 1991, s. 144-186 を参照。

⑦ この六身分論はアリストテレス『政治学』第四卷第三章及び第七卷第八—一〇章の議論を踏まえている。但し、アリストテレスはオジエフスキのように聖職者を國制の最上位には置いていない。Cf. Sinko, *op. cit.*, s. 54, 68-69.

⑧ P. リビツキは、物質的必要の充足のために諸身分が結合して社会

を形成すると説くオジエフスキは、社会的結合を「好意」(benevolentia) にて説明するフリチニモドジエフスキよりも近代的な社会理論に近いと評価する。P. Rybicki, "Odrodzenie", *Historia nauki polskiej*, T. I, pod red. B. Suchanowskiego, Wrocław-Warszawa-Kraków 1970, s. 409-411. しかし、この部分はオジエフスキの獨創というよりも『政治学』の議論に忠実に従った結果である。アリストテレス『政治学』(山本光雄訳)、『アリストテレス全集』一五、岩波書店、一九六九年、二九三—二九八頁を参照。

⑨ 『政治学』第三卷第六章冒頭部分のバラフレーズ(前掲書、一〇五頁)。Cf. Sinko, *op. cit.*, s. 53.

⑩ W. Weintraub, "Religia Kochanowskiego a polska kultura renesansowa", w: Id., *Rzecz czarnośka*, Kraków 1977, s. 236-253.

五 「アリストテレスの牢獄」と「キリスト教の防壁」

——結びにかえて——

オジエフスキの晩年の国家観は、一方でアリストテレスに即して支配身分と従属身分を区別したうえで、ポーランド王国の國制を支配身分による混合政体として捉え、他方でこのような國制を支える權威の源泉をカトリック教会の普遍性と至上性に求めるものであった。この論理構成を彼は「アリストテレスという驢馬にキリストを乗せる」[PKP 49]という言葉で表現している。

前章でみたように、オジエフスキは、国王を頂点とする官僚機構の上位に官位を超越した聖職者の權威を認めることで、ポーランドの国家主権はポーランド国内で完結せず、究極的には教皇權に従属することを説いた。これは一見、中世的な教權論への回帰のようにもみえる。しかし、ルター以後の宗教的分裂状況の中で、ローマへの帰属を強調することに

よってかえってポーランド国家の対外的優越と歴史的使命が根拠付けられるという逆説的論理構造にこそ注目するべきであろう。また、カトリック的国家観に貴族共和制理念を包摂することにより両者を接合するという発想においても、オジニホフスキの晩年の国家論は、復古的というより、むしろ近世ポーランド社会の特異な発展方向——シユラフタ共和制の展開と、そのもとでの反宗教改革の勝利——を先取りしているのである。しかしそのために彼は、宗教的自由を身分的特権から除外するという理論的コストを払わなければならなかった。

それではこうした主張は、同時代のポーランド社会において直ちに広範な支持者を見出し得たであろうか。オジニホフスキの著作が、特にシユラフタの間でよく読まれていたことは確かである。しかし、多くの読者を得たということは、彼の思想がひとつのまとまった体系としてシユラフタ社会に受け入れられたということを意味しない。対話篇の中で自ら認めているように「人々はそれを読んで憤慨していた」[19, 48]のである。実際、議会で非カトリック勢力が世俗議員の半数に達し^①、国王が「執行」派を支持するような状況下では、彼の晩年の国家論がシユラフタの多数の支持を集めたとは考え難い。Z・カチマルチクのように対話篇の一節を引きながらオジニホフスキを「シユラフタ大衆の典型的な代表者」と位置づけることは^②、「法の執行」運動に対する姿勢から見ても、彼の国家論の内容から見ても、適切とは言えないであろう。また、ルテニア貴族やマグナート層も、前述のように対話篇における反「執行」の主張には共鳴しながらも、オジニホフスキのテオクラシー的国家論の理論的体系を全体として受け入れたわけではない。

カトリック教会の状況もお流動的であった。一五六四年、国王はトレント公会議の諸決定を承認し、同年末にはイエズス会が導入される。しかし他方で教会内の和解派はローマの新方針に難色を示し、ポーランド・カトリック教会によるトレント公会議の教令の正式承認は、一五七七年までなされなかった^③。その間、一五七三年には宗教的平和共存を定めたワルシャワ連盟協約が成立し、プロテスタント各派は法的に生存権を保障され、宗教的自由はシユラフタの特権の一部に書き込まれる^④。しかも、一六世紀第四四半期の強硬派カトリックの政治思想の主流は、国制論に関する限りオジニホフス

キとは異なる方向に向かった。ピョートル・スカルガ Piotr Skarga やクシントフ・ヴァルシエヴィツキ Krzysztof Warszewicki 等の反宗教改革側のイデオログはいずれもシュラフタの特権を厳しく批判し、強力な王権によるカトリック教会の勢力回復を主張した。^⑤ 従って、オジエホフスキの国家論に含まれるシュラフタの自由の称揚は、彼らにとってはむしろ批判の対象となるのである。^⑥

状況が変わるのは、一七世紀初頭の所謂「ゼブジドフスキのロコシュ」前後のことである。このシュラフタの反乱によってジグムント三世の王権強化策は挫折し、反宗教改革陣営は方針を転換してシュラフタの自由の擁護にまわった。これによりカトリック護教と貴族共和制理念とが結合する道が開かれた。^⑦ また、一六世紀末から一七世紀にかけて貴族位授与に法的制限が設けられ、シュラフタ身分の閉鎖性が高められた。こうした中でフリチモドジエフスキ的な身分間の融和に基づく「調和」の理念も、コハノフスキ的な「超宗派的信仰」も、共に現実性を失っていく。

それに対してオジエホフスキの晩年の思想は、このような情勢の変化の中でかえってリアリティを獲得する。一七世紀のポーランドの政治思想を概観した論文の中で R・I・フロストは、当時の思想家たちが一様に、混合政体こそがシュラフタの「黄金の自由」を王権の絶対主義化から守る最善の国制であるとみなしていたことに注目し、このような思考上の制約を「アリストテレスの牢獄」と呼んでいる。^⑧ この固定観念のもとで制度改革の芽は摘み取られ、やがて貴族民主政は閉塞に向かう。シュラフタの自由を称揚し、混合政体としての「ポリツィア」を理想とするオジエホフスキの国制論は、この「牢獄」に既に足を踏み入れているといえよう。

他方、一七世紀半ばに相次ぐ対外的危機に直面する中で、シュラフタの間では、ポーランド民族は、トルコやタタール等の異教徒や専制的なロシアに対して、自由とカトリック信仰を護る使命を帯びた「選ばれた民族」であると説く「キリスト教の防壁」論が台頭する。^⑩ ポーランドの国家目的と「普遍教会」の利害との一致を強調するオジエホフスキの国家論は、この点でも既に一世紀後の議論を先取りしていた。

このように一七世紀を通じてポーランド社会の身分制的秩序が硬直化し、カトリック教会が「黄金の自由」の守護者として立ち現れるとき、「アリストテレスという驢馬にキリストを乗せた」オジエホフスキの晩年の国家論は、ようやくその論理構成に適合的な社会状況にめぐり会ったのだといえよう。その意味で、ハウルの家政書を飾るポーローニアの姿は、国王ヤン・ソビエスキの勝利を記念すると同時に、この「知られざる著述家」の「勝利」の瞬間を我々に告げているのである。

- ① Jobert, *op. cit.*, pp. 152-153.
- ② Z. Kaczmarek, "Typ i forma państwa polskiego w okresie demokracji szlacheckiej", w: *Odrodzenie w Polsce*, T. I: *Historia*, pod red. S. Arnolda, Warszawa 1955, s. 504.
- ③ S. Liak, "W dobie reform i polemik religijnych", w: *Chrześcijaństwo w Polsce. Zarys przemian 966-1979*, pod red. J. Kłoczowskiego, Lublin 1992, s. 216-217.
- ④ 拙稿「ポルンシャ連盟協約の成立——一六世紀のポーランドにおける宗教的寛容の法的基盤——」『史料』七三—五（一九九〇年）八〇——一五頁を参照。
- ⑤ Wł. Czapliński, "Główne nurty myśli politycznej w Polsce w latach 1587-1655", w: *Id., O Polsce siedemnastowiecznej. Problemy i sprawy*, Warszawa 1966, s. 66-82; Domański, Ogonowski, Szczucki, *op. cit.*, s. 309-318.
- ⑥ 例として、マヌシヤ・マヌシヤは対話篇『自由の最善の状態について』*De optimo statu libertatis*（一五九八年刊）の中ビントラフタの自由の擁護者として、マヌシヤ・マヌシヤを登場させ、その見解を批判しつつある。Cf. B. Leśnodorski, "Polski Makimiel", w: *Studia z dziejów kultury polskiej*, Warszawa 1949, s. 258, 274-275. マヌシヤの自由の礼賛をテオクラシー的文脈から切り離して受容する事例も既に認められる。一五八七年の『自由の要覧』は冒頭でオジエホフスキの「一五五三年「演説」の自由論を引用しつつある。Krotkie rzeczy porzecznych z strony wolności a swobód polskich zebranie, wyd. K. J. Turowskiego, Kraków 1859, s. 9-10. この匿名の小冊子については井内敏夫『ポーランド史における三つの自由』、仲手川良雄編著『ヨーロッパ的自由の歴史』、南窓社、一九九二年、二六〇—二六六頁を参照。
- ⑦ J. Tazbir, *Sztuczna i teologiczna. Studia z dziejów polskiej kontrynacji*, Warszawa 1987, s. 240-241, 292.
- ⑧ 但し、非合法的な貴族位への上昇はその後を続ぐ。この問題については拙稿「一六・一七世紀ポーランドの貴族と平民の結婚」、前川和也編著『家族・世帯・家門——工業化以前の世界から——』、ネルヴァ書房、一九九三年、二〇一—二二四頁を参照。
- ⑨ Robert I. Frost, "Liberty without Licence?" The Failure of Polish Democratic Thought in the Seventeenth Century", in: M. B. Biskupski and J. S. Pula (eds.), *Polish Democratic Thought from the Renaissance to the Great Emigration: Essays and Documents*, Columbia U. P. 1990, pp. 29-54.

⑫ H. Olszewski, "Ideologia Rzeczypospolitej—przedmowa chrześcijaństwa", *Czasopismo Prawo-Historyczne*, 35-2 (1983), s. 10-12;

Tańbir, *Przedmurze*, s. 73-74, 84-85.

(島根大学法文学部助教授

The Theocratic Theory of State in Sixteenth-Century Poland—On Stanisław Orzechowski's Late Works—

by

KOYAMA Satoshi

In sixteenth-century Poland there were several competing views of the state, which differed from each other concerning the relationship between religious authority and secular power, the competences of king and parliament, and relations between the social orders. Stanisław Orzechowski (1513–1566) was one of the most active theorists of the period, and his unique theory of the state was influential until the late seventeenth century. Nevertheless his position in the history of Polish political thought is still not settled. In this article the author analyses the logical structure of his theory in the trilogy which appeared in his last years, *Dialogue on the Execution*, *Quincunx* and *Polity of the Polish Kingdom*, and concludes that Orzechowski's political theory was characterized by a theocratic image of the state, in which the liberty and privilege of the *szlachta* was subordinated to the authority of Roman Catholic Church. This was a rather isolated view in sixteenth-century Poland, but became suited to the social situation of the seventeenth century.

U. S. Policy toward the Middle Eastern Oil-producing States: The Creation and a Setback for the “Economic Security” Policy. 1946–1951

by

ONozAWA Tōru

Post-war U. S. policy toward the Middle Eastern oil-producing states can be described as an “economic security” policy, which, R. A. Pollard says, relied upon economic power as the principal instrument of diplomacy. It was through the large economic benefits from oil that U. S.